

筑波教育学研究

第 9 号

2011年3月

筑波大学教育学会

目 次

〈特 集〉

「大学と附属学校の連携を考える」

.....	阿 部 生 雄	3
.....	小 島 弘 道	17
.....	塚 田 泰 彦	25
.....	細 水 保 宏	33
.....	荘 司 隆 一	39
.....	野 口 剛	45
.....	宮 崎 章	55
.....	小 林 美智子	65

〈筑波大学教育学会第9回大会公開シンポジウム〉

『子どもの希望・教師の希望・学校の希望』

—教育学と希望学の接点から—

オーガナイザー	田 中 統 治	73
---------------	---------	----

教育学と希望学のコラボレーション

—関東地区の教育要求をめぐる—

.....	田 中 統 治	73
-------	---------	----

高等学校におけるキャリア教育の取り組み

—筑波大学附属坂戸高等学校の事例から—

.....	阪 本 康 之	76
-------	---------	----

希望学からの提案

—ジタバタしていいんだよ—	玄 田 有 史	78
---------------------	---------	----

討議の概要	水 本 徳 明	80
-------------	---------	----

〈研究動向〉

理科教育学における

科学概念の変容研究に関する研究動向と課題

…………… 片 平 克 弘 83

〈書評〉

唐木清志著

『アメリカ公民教育における

サービス・ラーニング』…………… 上 田 孝 典 103

天野正治著

『シュプランガーの陶冶理想論』…………… 新 井 保 幸 109

〈図書紹介〉

門脇厚司著

『社会力を育てる—新しい「学び」の構想』

…………… 稲 永 由 紀 119

谷川彰英監修

『市民教育への変革』…………… 今 野 良 祐 125

学会彙報（平成22年1月～12月）…………… 129

筑波大学教育学会会則・諸規程（抄）…………… 132

筑波大学教育学会研究奨励賞規程…………… 136

『筑波教育学研究』投稿規程…………… 137

編集後記…………… 138

学会彙報（平成22年1月～12月）

平成22年1月から12月までの学会の主な事業・活動は以下の通りである。

I. 第9回大会

平成22年3月13日（土）に筑波大学附属小学校を会場として開催された。以下に紹介するように、午前の自由研究には15件の発表があり、午後からは日本教育学会関東地区研究グループとの合同企画で「子どもの希望・教師の希望・学校の希望—教育学と希望学の接点から」というテーマでシンポジウムが開催された。大会参加者は60人であった。

なお、大会期間中に理事会（出席者13名）と総会が開催された。

〈自由研究発表〉

第1分科会 司会 樋口 直宏（筑波大学）

1. K.モレンハウアーの教育思想に関する研究

中居 舞子（筑波大学大学院教育研究科院生）

2. 国語科における「古典」概念の形成過程

—中学校教授要目における「国文学史」の変遷から—

八木雄一郎（信州大学教育学部）

3. 女子の理科学習促進に関する諸外国の実践的研究の特徴

—教授方略を中心として—

稲田 結美（筑波大学大学院人間総合科学研究科院生）

4. 生活綴方教育成立前史

—「自己—他者」論からの検討—

飯田 和明（筑波大学附属中学校）

5. 池袋児童の村小学校の研究（5）

—在校児童にみられる家庭教育の特徴—

門脇 厚司（筑波大学名誉教授）

第2分科会 司会 緩利 誠 (浜松学院大学)

1. 高校生の規範的行動と同調傾向との関係
—「空気を読む高校生」の“学校適応”—
崎野 優 (筑波大学大学院教育研究科院生)
2. 中学校における養護教諭のコーディネーション行動に関する研究
井上 美紀 (筑波大学大学院人間総合科学研究科院生)
3. 教師の仕事に対する動機づけを支援するスクールリーダーの実践について
—公立高等学校に対する実態調査に基づいて—
杉本 拓也 (筑波大学大学院教育研究科院生)
4. 公立中学校における初任者教員の支援の改善方策に関する研究
—A中学校の事例分析をもとにして—
三中登志江 (筑波大学大学院教育研究科院生)
5. 「伝統的な言語文化」継承をめざすカリキュラム・デザイン
—附属坂戸高校国語科「ことばと文化」授業開発報告—
奥村 準子 (筑波大学附属坂戸高等学校)

第3分科会 司会 桐谷 正信 (埼玉大学)

1. 学校統廃合の計画策定における住民の合意形成
—社会教育学からのアプローチ—
丹間 康仁 (筑波大学大学院人間総合科学研究科院生)
2. 学校選択制に関する研究
—入学者減少校に対する市町村教育委員会の学校支援施策に着目して—
鳥居 雄羽 (筑波大学大学院教育研究科院生)
3. 北海道町村立農業高校における地域連携の改善方策に関する実践的研究
—学校と地域の相互関係性に着目して—
山手 恭子 (筑波大学大学院教育研究科院生)
4. 中国における高齢化の現状と老年大学の課題
—浙江省金華市を事例として—
呂 青青 (筑波大学大学院人間総合科学研究科院生)
5. 教育学系とJICA 筑波の国際教育協力プロジェクトの実績と意義
—2008・9年度 JICA 集団研修「教員養成課程における教育改善方法の検討

(中南米地域より)―

井田 仁康 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)
窪田 眞二 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)
清水 美憲 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)
○田中 統治 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)
浜田 博文 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)

◇シンポジウム

筑波大学教育学会・日本教育学会関東地区研究グループ合同企画

『子どもの希望・教師の希望・学校の希望-教育学と希望学の接点から』

シンポジスト : 玄田 有史 (東京大学社会科学研究所)

田中 統治 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)

阪本 康之 (筑波大学附属坂戸高等学校)

コメンテーター : 藤田 晃之 (国立教育政策研究所生徒指導研究センター)

司会 : 水本 徳明 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)

Ⅱ. 会報の発行

第17号を6月15日に、第18号を12月15日にそれぞれ発行した。

Ⅲ. 12月末現在の会員数：351名

筑波大学教育学会会則

平成14年3月5日制定

平成19年3月17日改正

平成20年3月22日改正

第1条（名称） 本学会は、筑波大学教育学会（The Academic Society for Education of the University of Tsukuba）と称する。

第2条（目的） 本学会は、教育学研究の向上をはかり、会員の研究の交流協力につとめつつ、併せて会員相互の親和連絡を深め、教育文化の進展に寄与することを目的とする。

第3条（事業） 本学会は、前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

- (1) 年次大会の開催
- (2) 研究会の開催
- (3) 研究紀要の発行
- (4) 会報の発行
- (5) 研究奨励賞の選考
- (6) 内外の学会等との交流
- (7) 会員の研究交流
- (8) その他、本学会の目的を達成するのに必要な事業

第4条（会員） 本学会の会員は、次の各号の一に該当する会員で組織する。

- (1) 筑波大学教育学系及び筑波大学附属学校教職員（転・退職教員を含む。）
- (2) 筑波大学大学院修士課程及び博士課程の教育関連専攻もしくはコース等の在学者、修了者及び中退者
- (3) その他、本学会の趣旨に賛同して入会を希望する者

第5条（会費） 本学会の会費は年額4,000円とする。但し、学生会員については

3,000円とする。

第6条（会計年度） 本学会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第7条（運営） 本学会に、会務の運営のため、次の役員をおく。

会長 1名、理事 20名、顧問 若干名、幹事 若干名、監査 2名

2 役員は、第4条第1号及び第2号の会員より選出する。

3 役員の選出規程は、別に定める。

4 前項の規程にもかかわらず、会長は、当分の間、教育学系長がこれにあたる。

5 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第8条（編集委員会） 本学会に研究紀要編集委員会をおく。編集委員会規程については別に定める。

第9条（総会） 本学会は、年1回総会を開き、本学会の重要事項を審議決定する。

第10条（事務局） 本学会の事務局を〒305-8572茨城県つくば市天王台1-1-1筑波大学大学院人間総合科学研究科（教育学系）におく。

附則 本会則は平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において可決された改正については、平成19年3月17日、第7回総会において可決された改正については、平成20年3月22日より施行する。

筑波大学教育学会役員選出規程

平成14年3月5日制定

平成19年3月17日一部改正

第1款 総則

第1条 筑波大学教育学会会則に定める役員を選出するために、筑波大学教育学

会役員選出規程（以下、規程）を定める。

第2条 理事選挙（会長を除く）は、役員任期の最終年度の9月1日から12月31日までの間に実施する。

第3条 有権者は、当該年度の9月1日までに前年度までの会費を納入している会員とする。

第4条 規程に定めのない事態が生じた場合は、理事会が判断する。

第2款 理事の選出

第5条 理事選出の区分は、次の種類と定数による。

1 会員による投票により選出された理事 10名

2 会長により委嘱された理事 原則として10名

第6条 前条第1号の理事の選出は、全有権者の無記名郵送投票による。

第7条 投票は10名連記とする。

第8条 当選は、得票順とする。

2 同点者の生じた場合は、選挙管理委員会において抽選を行う。

3 理事に欠員の生じた場合は、次点者をもって補い、その任期は前任者の残任期間とする。

第9条 第5条第2号の理事は、投票により選出された理事が確定した後に、会長が委嘱する。

2 会長は、投票により選出された理事の所属・地域等を考慮して10名の理事を委嘱する。

第3款 顧問、幹事、監査の選出

第10条 顧問、幹事、監査は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第4款 選挙管理委員会

第11条 理事の選挙を行うため、選挙管理委員会（以下、委員会）を置く。委員会は、3名の会員をもって構成する。

第12条 委員会の委員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

附則 本規程は、平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において

可決された改正については、平成19年3月17日より施行する。

筑波大学教育学会研究紀要編集委員会規程

- (1) 本学会は、会員の研究発表の場として、機関誌『筑波教育学研究 (Tsukuba Journal of Education Study)』を発行する。発行は、年1回(3月)とする。
- (2) 編集委員会は、理事会の委嘱を受けた委員長及び委員10名によって構成される。委員長及び委員の任期は、2年とする。
- (3) 会員は、投稿の資格を有する。投稿原稿は、原著論文とする。
- (4) 編集委員会は、会員以外の者に原稿を依頼することができる。
- (5) 原稿の採択は、編集委員会での査読と審議を経て、決定する。
- (6) 編集委員会は、掲載予定の原稿について、投稿者との協議を通じて、内容の修正を求めることができる。
- (7) 投稿細則は、別に定める。

筑波大学教育学会研究奨励賞規程

平成20年3月22日制定

第1条（趣旨及び名称） 筑波大学教育学会（以下、本学会）会員の優れた研究を顕彰し本学会機関誌『筑波教育学研究』の水準向上を図るために、「筑波大学教育学会研究奨励賞」（以下、賞）を設ける。

第2条（対象論文） 選考対象は、本学会の若手会員が『筑波教育学研究』に発表した研究論文とする。若手会員とは、当該論文が発表された時点で、40歳未満あるいは大学院生であった者のことをいう。

第3条（選考） 賞の選考は、筑波大学教育学会研究奨励賞選考委員会（以下、選考委員会）が行う。

2 賞の選考は、1年間を単位として行う。

3 選考委員長は、選考の経過及び理由を「研究奨励賞選考報告書」にまとめ、会長に報告する。

4 会長は、報告書を理事会に報告し、承認を得るものとする。

第4条（選考委員会） 選考委員会は、理事会から推薦された理事5名（機関誌編集委員長を含む）で構成する。選考委員長は、委員の互選による。

2 選考委員の任期は2年とする。

第5条（授賞点数） 授賞点数は1年間で1点を目安とするが、該当なしであることを妨げない。

2 賞の授与は、会員一人につき、1回限りとする。

第6条（表彰） 賞の授与は、毎年、年次大会総会において行う。

2 賞は、本賞（賞状）及び副賞（盾）とする。

3 受賞は、当該会員の「受賞のことば」を付して、『会報』に掲載される。

第7条（選考委員会への委任） この規程に定めるもののほか、必要な事項は、選考委員会が決定する。

第8条（規程の改正） 本規程の改正については、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

附記 本規程は平成20年3月22日から施行するものとし、研究奨励賞の選考対象とされるのは『筑波教育学研究』第7号掲載の研究論文からとする。

『筑波教育学研究』投稿規程

1. 投稿者は筑波大学教育学会会員であること。ただし依頼論文についてはこの限りではない。
2. 機関誌への投稿内容は、未刊行のものに限る。
3. 論文の投稿は、原則として、ワードプロセッサを使用し、横書き、A4版用紙1頁あたり40字×30行で作成し、注および引用文献を含めて16,000字（400字詰め原稿用紙40枚相当）程度とする。欧文の場合は注および引用文献を含めて6,000語程度とする。
4. 原稿の締め切りは9月末日とする。
5. 論文には邦文タイトルと英文タイトルを付記するとともに、邦文による400字程度のサマリーを付す。
6. 投稿にあたっては、原稿3部、およびMS-DOSテキストファイルに変換したフロッピー1部を送付するものとする。原稿およびフロッピーは原則として返還しない。なお、原稿には①原稿の種類（研究論文、実践報告、研究ノートなど）、②邦文タイトル、③英文タイトルのみを明記し、著者名など著者が特定できるような情報は記さないものとする。
7. 研究論文とは別に、研究ノート、実践報告の投稿も受け付ける。その際、規定3-6項に準拠する。
8. 凶版等で特定の費用を要する場合、執筆者に負担させることがある。
9. 原稿は、氏名（ふりがな、および英文表記）、所属（ふりがな、および英文表記）、自宅住所（郵便番号、電話番号）、利用可能な場合、ファックス番号、メールアドレスを付記して、下記に送付するものとする。

記

〒305-8572

茨城県つくば市天王台1-1-1

筑波大学教育学系内

筑波大学教育学会編集委員会

編集長（ ）宛

編集後記

お手もとにお届けする本学会の機関誌『筑波教育学研究』も、第9号を数えることとなりました。今号には4編の論文の投稿があり、厳正な査読および審査の結果、1編を掲載決定としましたが、投稿者から掲載を辞退する旨の連絡がありました。そこで第8号と同様、編集委員会で企画を検討し、ご覧のような誌面となりました。ご協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げます、ありがとうございます。

近年の投稿論文と掲載の件数は、下表のとおりです。

号	4	5	6	7	8	9 (本号)	計
投稿	9	7	9	3	3	4	35
掲載	8	5	8	2	0	0	23

第7号から投稿数が急減し、掲載数も減る傾向にあります。この傾向の一因として、第8号の編集後記は、投稿の締切りが重なる「競合」他誌の存在を指摘しました。他方、投稿論文に関し査読者からは、学術論文としての体裁や手続きに関し、厳しいコメントがなされています。本号への投稿論文につきましても、既発表論文との関連、先行研究のレビュー、引用文献の記載方法等、ごく基本的な点に関する指摘が散見されました。

投稿件数の増加策について、編集委員会でも話題になり、いくつか具体案も議論されました。その過程で、本学会に限らず、大会での発表件数と投稿数との不均衡をしばしば耳にしました。大会で研究発表したからには投稿する、または、投稿するためには自分の研究を大会で発表してみる、という流れは、自然には成立していないといえるでしょう。大会で発表された研究成果を、積極的に本誌に掲載するような、ある種の配慮や手続きを要する時期に来ているのかもしれません。

前号と今号で編集委員を担当してみ、「学術論文を執筆し、投稿すること」の意味を、改めて考えさせられました。大学院生や実践者の方々が、ある内容を規定の枚数内で、かつ学術論文としての体裁を整えて、所定の期日にどこかの査読誌へ投稿する、という営為は、日々の課業や実践とは明らかに異質な、かなりの労力を要する作業です。匿名の査読者からのコメントやその後のやり取り、これもまた、非日常的な営みです。そこへ参入しようとするにはある種の冒険心や大胆さが不可欠ですが、当の学術論文にはむしろ謙虚さや細心さが、より求められるように感じます。

次号は第10号です。次号こそは充実した誌面となりますよう、引き続き、会員各位のご尽力をお願い申し上げます。

(根津朋実)

筑波大学教育学会編集委員会

編集委員会委員長

新井 保幸 (筑波大学)
(yarai@human.tsukuba.ac.jp)

編集委員会

生田 茂 (大妻女子大学)
稲永 由紀 (筑波大学)
大谷 奨 (筑波大学)
金藤ふゆ子 (常磐大学)
唐木 清志 (筑波大学)
河原 国男 (宮崎大学)
北神 正行 (国土館大学)
根津 朋実 (筑波大学)
山崎 保寿 (静岡大学)

編集幹事

篠崎 正典 (筑波大学大学院)

筑波教育学研究 第9号

2011年3月10日 発行

編集・発行 筑波大学教育学会
〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1
印刷 株式会社いなもと印刷
電話 029(826)1221
